

教保体第1605号
令和5年1月31日

各市町村教育委員会学校安全主管課長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 (支 所) 長 } 様

県教育委員会教育長

自転車乗車用ヘルメット着用の努力義務化について（通知）

日頃、本県児童生徒の交通安全教育に御尽力いただき感謝申し上げます。

標記について、県民生活部防犯・交通安全課長及び県警察本部交通部交通総務課長から別添資料のとおり依頼がありました。

つきましては、趣旨を御理解いただき、自転車乗車用ヘルメット着用の努力義務化について児童生徒及び保護者に対して周知を徹底するとともに、着用の定着が早期に実現するよう御配慮をお願いいたします。

また、交通安全教育指針につきましては、交通安全教育に関わる全ての方々（教職員も含む）の手引きとなるものであることから、教職員も率先して自転車乗車用ヘルメット着用に務めるとともに、児童生徒に対して御指導くださいますようお願いいたします。

なお、添付資料の保護者通知用メール文案につきましては、保護者への通知を徹底していただくことを目的に県警察本部交通総務課から提供されたものです。保護者通知の際に参考として御活用くださいますようお願いいたします。

市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校に御周知くださいますようお願いいたします。

担当：教育局県立学校部保健体育課
健康教育・学校安全担当 関口
TEL：048-830-6964



防交第401号
令和5年1月16日

教育局県立学校部保健体育課長 様

県民生活部防犯・交通安全課長
(公印省略)

自転車安全利用指導員（学校指導員）に対する乗車用ヘルメット着用の
周知等について（依頼）

県の交通安全対策の推進につきましては、日頃格別の御理解と御尽力を賜り厚くお
礼申し上げます。

さて、令和4年4月27日、全ての自転車利用者は乗車用ヘルメットの着用が努力
義務となる改正道路交通法が公布され、令和5年4月1日から施行されることとなり
ました。

つきましては、県内各学校等の皆様に別紙を参考に周知いただきますよう御協力を
お願いいたします。

また、「自転車安全利用五則」が改定されました。別添チラシ及びリーフレットを
活用し、改めて自転車のルール等について周知いただきますよう併せてお願いいたし
ます。

担 当 総務・交通安全担当 田嶋・玉井
電 話 048-830-2960
E-Mail a2950-03@pref.saitama.lg.jp

別紙

道路交通法の改正内容

【乗車用ヘルメットに関する規定】

改正後の道路交通法第63条の11

- 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。
 - 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
 - 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
- ※罰則についてはありません。

改正前の道路交通法第63条の11

- 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

【乗車用ヘルメット着用の重要性】

自転車事故で亡くなった人のうち、半数以上の方が頭部に致命傷を負っています。ヘルメットの着用と非着用では、致死率が約2.2倍になるとのデータもあります。自分自身の命を守るため、自転車に乗る場合はヘルメットの着用をお願いします。



【児童・生徒に対する自転車を運転する際のヘルメット着用の指導について】

児童・生徒に対しては、通学時のみならず、日頃、自転車を運転する際には、ヘルメットを着用するよう改めて御指導ください。

【通勤時及び公用自転車を運転する際のヘルメットの着用について】

通勤時等において、自転車利用をされている職員につきましては、個人で乗車用ヘルメットを用意し、着用をお願いいたします。

また、公用自転車を保有している各小中学校におかれましては、公用のヘルメットを用意するなど、公用自転車利用時に職員にヘルメットを着用させてください。

【自転車保険の加入の促進について】

埼玉県では、平成30年4月1日より、自転車保険への加入が義務となっています。

引き続き、自転車保険への加入の促進をお願いいたします。

また、保険によっては、有効期限が決まっていたり、毎年の更新が必要となる場合がありますので、適宜確認をお願いいたします。



事務連絡
令和4年12月27日

都道府県・政令指定都市
交通安全対策主管課（室）事務御担当者 様

内閣府政策統括官
（政策調整担当）付
交通安全啓発担当

自転車安全利用五則の改定に伴う広報啓発について

平素から交通安全対策の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

標記の件につきましては、「自転車の安全利用の促進について」（令和4年11月1日、中央交通安全対策会議交通対策本部決定）において「自転車安全利用五則」が改定されたことに伴い、下記のとおり広報啓発用チラシ及びリーフレットを作成しましたので、自転車の安全利用の促進のため、御活用をお願いします。

記

1 チラシ及びリーフレット

(1) 自転車安全利用五則啓発用チラシ

- ・ 名称：「改定した自転車安全利用五則を守りましょう！」
- ・ 規格：A4判縦 両面

(2) 自転車安全利用啓発用リーフレット

- ・ 名称：「自転車交通安全講座」
- ・ 規格：A4判縦 6ページ（表紙を含む）

2 活用方法

- (1) ホームページや広報誌等において、別添 PDF ファイルの御活用をお願いします。
- (2) 都道府県等において、業者に印刷を発注する目的で印刷用データ（AI ファイル）が必要な場合は、別途対応しますので御連絡をお願いします。
都道府県等で印刷する場合において、名義を追加されることも可能です。
なお、チラシ表面をポスターとして御活用いただいても構いません。

3 その他

- (1) 都道府県については、管下市区町村への周知もお願いします。
- (2) 内閣府ホームページにもチラシ及びリーフレットを掲載しております。

【内閣府交通安全対策担当（交通安全教育教材）ホームページ】

URL: <https://www8.cao.go.jp/koutu/kyouiku/index.html>

<問合せ先> 内閣府政策統括官（政策調整担当）付
参事官（交通安全対策担当）付
交通安全啓発担当 西村・中川
Tel: 03-6257-1449
E-mail: g.kotsuanzen.g5tr@cao.go.jp

自転車を利用している皆さまへ



改定した 自転車 安全利用五則 を 守りましょう!

自転車安全利用五則

(令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定)

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



改定した 自転車安全利用五則を守りましょう!

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

「車の仲間」である自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。車道を通行する場合は、左側に寄って通行しなければなりません。



「普通自転車歩道通行可」の標識・標示がある場合、普通自転車は歩道を通行できます



歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行します。歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。



2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認し通行しましょう。



道路標識等により、一時停止すべきとされている場所では、必ず一時停止し、安全を確認しましょう。



3 夜間はライトを点灯

夜間は必ずライトを点灯しましょう。



4 飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止です。



5 ヘルメットを着用

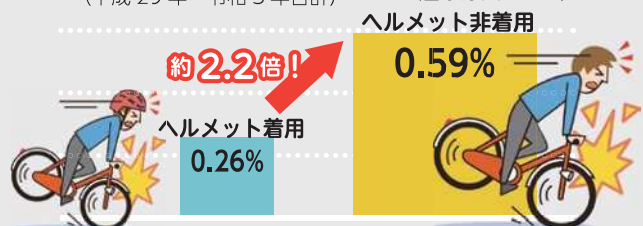
自転車を利用するすべての人は、自転車事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。幼児・児童を保護する責任のある人は、幼児・児童を自転車に乗せるときには、乗車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。



ヘルメットはあなたの命を守ります!

ヘルメット非着用で自転車事故により亡くなった人の約6割は頭部を損傷しています(平成29年~令和3年合計)。また、ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて約2.2倍も高くなっています。自転車事故による被害を軽減するためには、頭部を守ることが大変重要です。

◆自転車乗用中のヘルメット着用状況別の致死率
(平成29年~令和3年合計) (警察庁資料より)



※致死率とは死傷者のうち死者の占める割合をいう。

自転車

交通安全講座



「自転車安全利用五則」を守って、安全運転に努めましょう。

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



自転車安全利用五則

(令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定)

自転車は道路交通法上の「軽車両」で車の仲間です。車と同じように、運転する人が守らなければならない交通ルールがあります。

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。

車道を通行する場合は、左側に寄って通行しなければなりません。

罰則 3ヵ月以下の懲役または5万円以下の罰金



普通自転車は、歩道を通行できる場合、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行します。

歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。

罰則 2万円以下の罰金または料料



普通自転車が例外的に歩道を通行できる場合



- 「普通自転車歩道通行可」の標識・標示がある
- こども（13歳未満）、高齢者（70歳以上）、体の不自由な人が運転している
- 通行の安全確保のためにやむを得ない
 - ◆ 道路工事している
 - ◆ 駐車車両が続いている
 - ◆ 交通量が多く道幅が狭い など

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認し通行しましょう。

自転車は、対面する車両用信号に従うのが原則です。「歩行者・自転車専用」と表示されている信号機がある場合や横断歩道を通行する場合は、歩行者用信号機に従わなければなりません。



道路標識等により、一時停止すべきとされている場所では、必ず一時停止し、安全を確認しましょう。



罰則 3ヵ月以下の懲役または5万円以下の罰金等

3 夜間はライトを点灯

前方の安全確認だけでなく、歩行者や車に自転車の存在を知らせるためにも、夜間は必ずライトを点灯しましょう。



罰則 5万円以下の罰金

4 飲酒運転は禁止

自転車は車の仲間なので、飲酒運転は禁止です。お酒を飲んだら絶対に運転してはいけません。



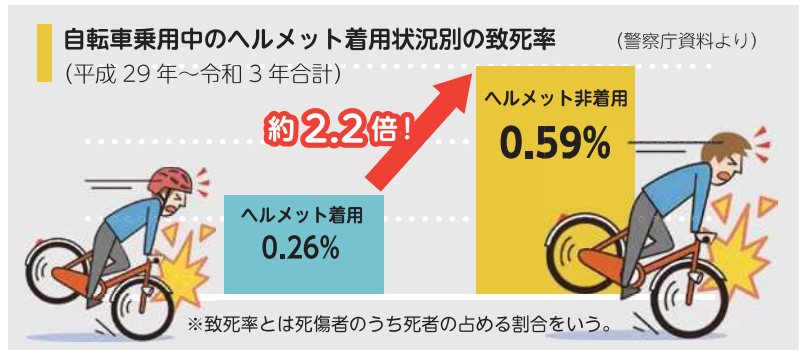
罰則 5年以下の懲役または100万円以下の罰金

5 ヘルメットを着用

自転車を利用するすべての人は、自転車事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。幼児・児童を保護する責任のある人は、幼児・児童を自転車に乗せる際には、乗車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。



ヘルメット非着用で自転車事故により亡くなった人の約6割は頭部を損傷しています(平成29年~令和3年合計)。また、ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて約2.2倍も高くなっています。自転車事故による被害を軽減するためには、頭部を守ることが大変重要です。



危険な「ながら運転」はやめましょう！

自転車運転中の「ながら運転」は、周囲が見えにくい、音が聞こえにくい、注意がおろそかになるなどの危険があります。交通事故の原因となるので、絶対にやめましょう(下記のような行為自体を禁止している都道府県もあります)。

罰則 5万円以下の罰金



傘さし運転



スマホ等使用運転



イヤホン等使用運転

自転車運転者講習制度

危険な違反行為（15類型）を3年以内に2回以上繰り返した自転車運転者（14歳以上）は、都道府県公安委員会の命令により、「自転車運転者講習」を受講しなければなりません。



危険行為を
3年以内に2回以上
繰り返す

都道府県公安委員会より



自転車運転者講習の受講命令

自転車運転者講習を受講

講習手数料：6,000円*
講習時間：3時間



※令和4年12月現在

命令に従わず、**受講しなかった場合**
5万円以下の罰金

自転車運転者講習の対象となる15種類の危険行為

① 信号無視



② 通行禁止違反

道路標識等により自転車の通行が禁止されている道路等を通行する行為



③ 歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）

自転車の通行が認められた歩行者用道路で歩行者に注意せず、徐行しない行為



④ 通行区分違反

歩道通行できる場合以外で歩道通行したり、道路の右側を通行したりする行為



⑤ 路側帯通行時の歩行者の通行妨害

路側帯で歩行者の通行を妨げるような速度と方法で通行する行為



⑥ 遮断踏切立入り

⑦ 交差点安全進行義務違反等

信号機のない交差点で優先道路を通行する車両を妨害したりするなどの行為

⑧ 交差点優先車妨害

交差点を右折時、直進車や左折車両の進行を妨害する行為



⑨ 環状交差点安全進行義務違反等

環状交差点内で車両等の進行を妨害する行為

⑩ 指定場所一時不停止等

⑪ 歩道通行時の通行方法違反

歩道の通行が認められている場所で歩行者の妨害をする行為



⑫ 制動装置（ブレーキ）不良自転車運転

前後輪にブレーキがなかったり、ブレーキ性能不良の自転車を運転したりするなどの行為

⑬ 酒酔い運転

⑭ 安全運転義務違反

ハンドルやブレーキ等を確実に操作せず、他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為



⑮ 妨害運転（交通の危険のおそれ、著しい交通の危険）

他の車両を妨害する目的で、逆走、急ブレーキ、急な進路変更などの危険運転をする行為



もしも事故を 起こしてしまったら

自転車運転中に事故を起こしてしまったら、以下の流れに従って、落ち着いて行動しましょう。



1 けが人の救護

けが人がいる場合は、その救護が最優先です。すぐに119番通報して救急車を呼びましょう。

2 道路上の危険防止

二次災害を防ぐため、自転車は歩道の端などの安全な場所に移動させましょう。

3 警察への通報

現場の状況を確認し、警察に通報しましょう。
※警察への届出がないと「交通事故証明書」が発行されず、保険会社の補償等が受けられない場合があります

4 相手の確認

相手の名前、住所、連絡先を確認しておきましょう。

5 保険会社への連絡

自転車保険に加入している場合は保険会社にも連絡しましょう。

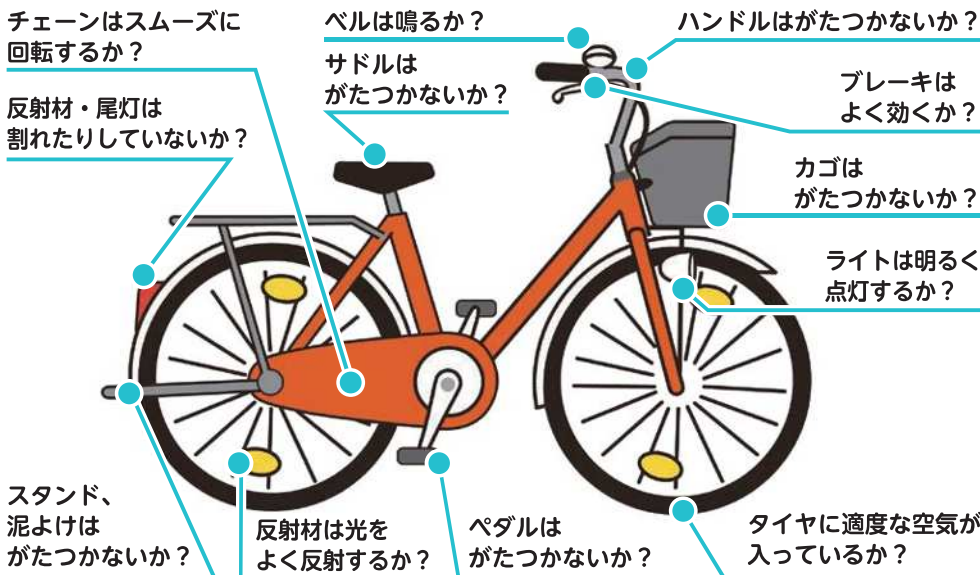
自転車で事故を起こしたときの運転者の義務

- 負傷者を助け、保護しなければならない救護措置義務
- 道路上の危険を防がなければならない危険防止措置義務
- 警察へ報告しなければならない報告義務

注意 これらの措置をしないで現場から立ち去ると、「ひき逃げ」などになり、厳しい罰則を受けることもあります。

普段から点検・整備を忘れずに

自転車を安全に利用するためには、故障や不具合のない自転車に乗ることが大切です。自転車に乗る前には、以下のポイントを参考に、異常がないか点検しましょう。また、定期的に自転車安全整備店で点検・整備してもらいましょう。



点検・整備のポイントは「ぶたはしゃべる」

- ぶ ブレーキ
- た タイヤ
- は 反射材
- しゃ 車体
- べる ベル

加害事故で問われる責任を理解する



自転車は車の仲間（軽車両）です。交通ルールに違反して事故を起こせば、自転車運転者は加害者として刑事上の責任が問われるほか、民事上の損害賠償責任も生じます。未成年者が加害者として高額な賠償金の支払いを求められたケースもあります。「自転車事故は絶対に起こさない」「事故の被害者にも加害者にもならない」という強い決意で、安全運転に努めましょう。

刑事上の責任

- 重大な過失で相手を死傷させた場合、「重過失致死傷罪」（5年以下の懲役もしくは禁固、または100万円以下の罰金）等に問われることがあります。
- 刑事罰を受けると、免許や資格が取り消されたり、取得できなくなったりする恐れのある職業があります。

◆ 刑事罰を受けると、免許や資格に影響がある職業

禁錮以上	教員／裁判官／弁護士／公認会計士／建築士 など
罰金以上	医師／看護師／薬剤師／栄養士／調理師 など

民事上の責任

◆ 自転車事故による高額加害事故例 日本損害保険協会調べ

判決認容額(※)	事故の概要
9,521万円	男子小学生(11)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路で歩行中の女性(62)と正面衝突。女性は頭蓋骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所、2013年7月4日判決)

(※) 判決認容額とは、裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額（概算額）。裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

自転車保険等で事故のリスクに備えよう

自転車による加害事故で高額な賠償金の請求が相次いでいる社会状況などを背景に、自転車事故に備える「自転車損害賠償責任保険（自転車保険）」等への加入を、条例で義務付ける都道府県が増えています。万が一の事故に備えて、自転車保険等には必ず加入しましょう。

◆ 自転車事故に備える保険

対象 保険の種類	事故の相手		自分
	生命・からだ	財産・モノ	生命・からだ
個人賠償責任保険	○	○	×
傷害保険	×	×	○

個人賠償責任保険

- 他人にケガをさせたり、他人のモノを壊したりして損害賠償責任が生じた場合に支払われる保険です。
- 自動車保険・火災保険・傷害保険等の特約として、また、クレジットカードの付帯保険として契約することもできます。
- コンビニやインターネットで手軽に加入できる自転車保険等もあります。
- 共済や団体保険（会社、PTAの保険等）の中で個人賠償責任保険を契約している場合があります。
- 自分や家族が加入している保険の内容を確認しておきましょう。

傷害保険

- 自分がケガをして治療費等が必要になった場合に支払われる保険です。

「TSマーク付帯保険」は身近な自転車保険です！

- 自転車安全整備店で購入、または点検・整備した自転車に貼られる「TSマーク」に付いている保険です。

- 1年間有効の賠償責任保険、傷害保険等が付帯します。緑色・赤色・青色の3種類があり、それぞれ補償内容が異なります。



第1種 (青マーク) 第2種 (赤マーク) 第3種 (緑マーク)



交 総 第 4 1 号
令和 5 年 1 月 18 日

埼 玉 県 教 育 局
県立学校部保健体育課長 様

埼 玉 県 警 察 本 部
交通部交通総務課長
(公印省略)

道路交通法の一部を改正する法律の施行及び交通の方法に関する教則等の
改正内容の周知について（依頼）

平素は警察活動に多大なる御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、昨年 4 月 27 日に公布された「全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用努力義務化」等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）については、法律の施行期日を定める政令により、令和 5 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

また、改正法の施行に伴い、交通の方法に関する教則（以下「教則」という。）及び交通安全教育指針の一部改正つきましても、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の努力義務に関する記載が追記され、教則の第 3 章第 1 節 1 「自転車に乗るに当たっての心得」において、

乗車用ヘルメットは、努めて S G マークなどの安全性を示すマークの付いたものを使い、あごひもを確実に締めるなど正しく着用する旨
その種類及び方法が示されたところでございます（別添 1 参照）。

つきましては、市町村教育委員会及び所管の学校に対して、保護者宛てのメール配信（別添 2 参照）等により周知を依頼していただきますようお願い申し上げます。

担当者

埼玉県警察本部交通部交通総務課

自転車対策係 佐々木

電話：048-832-0110（5056）

メール：koutukikakuka@mail.police.pref.saitama.jp

1 関係規定（令和5年4月1日施行）

○「道路交通法」第63条の11（自転車の運転者等の遵守事項）

自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

2 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

3 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するとき、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

○「交通の方法に関する教則」第3章第1節1(8)（自転車に乗るに当たっての心得）

自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。乗車用ヘルメットは、努めてSGマークなどの安全性を示すマークの付いたものを使い、あごひもを確実に締めるなど正しく着用しましょう。

○「交通安全教育指針」第2章

（省略）

※全世代に対する自転車乗車用ヘルメット着用の努力義務に関する記載が追記されました。

2 その他関係条例

○「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」第8条第2項

児童又は生徒の保護者は、その児童又は生徒に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交通安全対策に関する自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。

<p>備考 [略]</p> <p>[略]</p> <p>付表 4 市町の標記と略称</p> <p>[略]</p>	<p>備考 [略]</p> <p>[略]</p> <p>付表 4 市町の標記と略称</p> <p>[略]</p>
<p>備考 このほか、相対標識板に遠隔操作型小型車を表示するときは、「遠隔小型」という略称を用いることがあります。</p> <p>付表 5 移動用小型車標記など</p> <p>[略]</p>	<p>備考 このほか、相対標識板に遠隔操作型小型車を表示するときは、「遠隔小型」という略称を用いることがあります。</p> <p>付表 5 移動用小型車標記など</p> <p>[略]</p>
<p>付表 4 市町の標記と略称</p> <p>[略]</p> <p>付表 5 相対標識板標記など</p> <p>加える。</p>	<p>付表 4 市町の標記と略称</p> <p>[略]</p> <p>付表 5 相対標識板標記など</p> <p>加える。</p>
<p>備考 本件は、2)記載は付記である。</p> <p>(外国は相対標記である(略記))</p> <p>【3】〜【8】 略</p>	<p>備考 本件は、2)記載は付記である。</p> <p>(外国は相対標記である(略記))</p> <p>【3】〜【8】 略</p>
<p>備考 本件は、2)記載は付記である。</p> <p>(外国は相対標記である(略記))</p> <p>【3】〜【8】 略</p>	<p>備考 本件は、2)記載は付記である。</p> <p>(外国は相対標記である(略記))</p> <p>【3】〜【8】 略</p>
<p>備考 本件は、2)記載は付記である。</p> <p>(外国は相対標記である(略記))</p> <p>【3】〜【8】 略</p>	<p>備考 本件は、2)記載は付記である。</p> <p>(外国は相対標記である(略記))</p> <p>【3】〜【8】 略</p>

令和 4 年 12 月 23 日 金曜日

なお、この場合において、配慮すべき事項は3に定めるとおりとし、また、4に定めるところにより児童の保護者に対しての交通安全教育を実施する。

〔1～3 略〕

4 児童の保護者に対する交通安全教育の実施

児童が安全に道路を通行することができるようにするためには、児童の父母等の保護者が日常生活の中で、児童に対して交通安全教育を行うことが効果的である。特に、低学年の児童に対しては、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識が十分に備わっていないおそれがあることから、保護者による交通安全教育が重要である。

そこで、指導者は、保護者に対して交通安全教育を実施する機会を設けるほか、児童に対する交通安全教育を実施する場合は、必要に応じて保護者の同伴を求め、また、保護者が参加すべき場合は、児童に対する交通安全教育において保護者が果たすべき役割、児童に指導すべき事項等について記載した資料を児童に持ち帰らせるなどにより保護者に対する交通安全教育を行う。

なお、具体的には、以下の内容について指導する。

〔1〕～〔3〕 略

(4) 児童が安全に自転車を利用するために必要な事項

児童が自転車に乗車する場合は、児童が乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならないこと及び保護者が児童に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならないことを理解させる。また、児童の体格に合った自転車を選び、交通ルールの遵守及び交通マナーの実践を怠って自転車を利用すると危険であることを児童に理解させるように指導する。さらに、道路外の安全な所で児童に正しい乗り方を指導するとともに、正しい乗り方を習得するまでは、児童に自転車を利用して道路を通行させたり、保護者の目の届かない所で練習させたりしないように指導する。

児童と共に、「交通の方法に関する教則」(昭和53年国家公安委員会告示第3号。以下「教則」という。)第3章第1節2を参照して自転車点検するように指導するとともに、夜間等には前照灯をつけなければならないこと等の通行に關して注意すべき事項及び歩行者等に対して注意すべき事項を教えるように指導する。

〔5〕・〔6〕 略

第3節 中学生に対する交通安全教育

中学生に対する交通安全教育は、1に定める目的を達成するため、2に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は3に定めるとおりとする。

1 〔略〕

2 中学生に対する交通安全教育の内容

〔1〕・〔2〕 略

(3) 自転車の利用者の心得

ア 〔略〕

イ 内容

(7) 自転車の正しい乗り方の実践

13歳以上の者は、道路標識等により普通自転車が歩道を通行できるととされている場合及び安全を確保するため普通自転車が歩道を通行することがやむを得ない場合のほか、車道又は自転車道の左端を通行しなければならないことを理解させる。また、自

〔1～3 同左〕

4 〔同左〕

〔同左〕

〔1〕～〔3〕 同左

(4) 児童が安全に自転車を利用するために必要な事項

児童が安全に自転車を利用する場合は、児童に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならないこと及び保護者が児童に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならないことを理解させる。また、児童の体格に合った自転車を選び、交通ルールの遵守及び交通マナーの実践を怠って自転車を利用すると危険であることを児童に理解させるように指導する。さらに、道路外の安全な所で児童に正しい乗り方を指導するとともに、正しい乗り方を習得するまでは、児童に自転車を利用して道路を通行させたり、保護者の目の届かない所で練習させたりしないように指導する。

児童と共に、「交通の方法に関する教則」(昭和53年国家公安委員会告示第3号。以下「教則」という。)第3章第1節2を参照して自転車点検するように指導するとともに、夜間等には前照灯をつけなければならないこと等の通行に關して注意すべき事項及び歩行者等に対して注意すべき事項を教えるように指導する。

〔5〕・〔6〕 同左

第3節 中学生に対する交通安全教育

〔同左〕

1 〔同左〕

2 〔同左〕

〔1〕・〔2〕 同左

(3) 〔同左〕

ア 〔同左〕

イ 〔同左〕

(7) 自転車の正しい乗り方の実践

13歳以上の者は、道路標識等により普通自転車が歩道を通行できるととされている場合及び安全を確保するため普通自転車が歩道を通行することがやむを得ない場合のほか、車道又は自転車道の左端を通行しなければならないことを理解させる。また、自

転車乗用中の中学生が当事者である交通事故の発生原因を、交通事故の実例を挙げるなどして説明し、交通ルールを遵守しなかった場合の危険性について理解させるとともに、自転車の正しい乗り方について、交差点の通行の仕方等の第 2 章第 2 節 2 (4)イの事項を再確認させ、実際に道路を通行する場合には確実に実践することができると指導する。特に、体格に合わない自転車に乗ること、傘を差したり、携帯電話の通話又は操作をしたりしながら走行すること、二人乗りで走行すること、ヘッドホンの使用等による周囲の音が十分聞こえないような状態で走行すること等の危険性を考えさせ、これらの行為が交通事故の発生原因となることを理解させる。さらに、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させるとともに、自転車に乗車する場合は乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならないことを理解させ、乗車用ヘルメットを着用するよう指導する。

- (イ) [略]
- [(4)・(5) 略]

3 [略]

第 4 節 高校生に対する交通安全教育

[同左]

- 1 [略]
- 2 [同左]
- [(1)・(2) 略]
- (3) [同左]

ア [略]
イ 内容

自転車乗用中の高校生が当事者である交通事故の発生原因を、交通事故の実例を挙げるなどして説明し、交通ルールを遵守しなかった場合の危険性を理解させるとともに、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行することができると指導する。また、必要に応じて自転車を用いて実技訓練を実施するなどして、点検及び正しい乗り方を確実に実践することができるよう指導する。さらに、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させるとともに、自転車に乗車する場合は乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならないことを理解させ、乗車用ヘルメットを着用するよう指導する。

- [(4)・(5) 略]

3 [略]

転車乗用中の中学生が当事者である交通事故の発生原因を、交通事故の実例を挙げるなどして説明し、交通ルールを遵守しなかった場合の危険性について理解させるとともに、自転車の正しい乗り方について、交差点の通行の仕方等の第 2 章第 2 節 2 (4)イの事項を再確認させ、実際に道路を通行する場合には確実に実践することができると指導する。特に、体格に合わない自転車に乗ること、傘を差したり、携帯電話の通話又は操作をしたりしながら走行すること、二人乗りで走行すること、ヘッドホンの使用等による周囲の音が十分聞こえないような状態で走行すること等の危険性を考えさせ、これらの行為が交通事故の発生原因となることを理解させる。さらに、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させ、乗車用ヘルメットを着用を促す。

- (イ) [同左]
- [(4)・(5) 同左]

3 [同左]

第 4 節 高校生に対する交通安全教育

[同左]

- 1 [同左]
- 2 [同左]
- [(1)・(2) 同左]
- (3) [同左]

ア [同左]
イ 内容

自転車乗用中の高校生が当事者である交通事故の発生原因を、交通事故の実例を挙げるなどして説明し、交通ルールを遵守しなかった場合の危険性を理解させるとともに、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行することができると指導する。また、必要に応じて自転車を用いて実技訓練を実施するなどして、点検及び正しい乗り方を確実に実践することができるよう指導する。さらに、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させ、乗車用ヘルメットを着用を促す。

- [(4)・(5) 同左]

3 [同左]

第5節 成人に対する交通安全教育

[1～3 略]

4 歩行者等に対する交通安全教育
歩行者等に対する交通安全教育は、(1)に定める目的を達成するため、(2)に定める事項を内容として実施する。
なお、この場合において、配慮すべき事項は(3)に定めるとおりとする。

(1) [略]

(2) 歩行者等に対する交通安全教育の内容
歩行者等に対する交通安全教育においては、以下の事項を説明するなどとして、交通ルールを遵守し、交通マナーを実践することの必要性を再確認させる。また、免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、歩行者等として安全に道路を通行するために習得する必要がある事項を教則第2章及び第3章の内容に沿って指導する。

ア [略]

イ 自転車の利用者の心得
[ア～オ] 略

(ウ) 交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被菅軽減効果及び乗車用ヘルメットの着用に関する努力義務

ウ [略]

(3) [略]

第6節 高齢者に対する交通安全教育
高齢者に対する交通安全教育は、1に定める目的を達成するため、2に定める事項を内容として実施する。
なお、この場合において、配慮すべき事項は3に定めるとおりとし、また、4に定めるところにより高齢者の家族等に対しての交通安全教育を実施する。

1 [略]

2 高齢者に対する交通安全教育の内容

(1) [略]

(2) 歩行者の心得

ア [略]

イ 内容

(ウ) [略]

(イ) 電動車椅子等を用いる場合に注意すべき事項
電動車椅子等(道路交通法第2条第1項第11号の4に規定する身体障害者用の車であって原動機を用いるものをいう。以下同じ。)を通行させている者は、道路交通法上歩行者とされていることから、電動車椅子等を通行させている場合は、歩行者として交通ルールを遵守し、交通マナーを実践しなければならないことを理解させる。また、電動車椅子等は、機種ごとに、操作方法、走行性能等の特性が異なることから、それらを十分に把握し、道路外の安全な場所での操作方法を習得した上で道路を通行するように指導する。

(ウ) [略]

(3) [略]

第5節 成人に対する交通安全教育

[1～3 同左]

4 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

(ウ) 交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被菅軽減効果

ア [同左]

イ [同左]

[ア～オ] 同左

ウ [同左]

(3) [同左]

第6節 高齢者に対する交通安全教育

[同左]

1 [同左]

2 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

ア [同左]

イ [同左]

(ウ) [同左]

(イ) 電動車椅子等を用いる場合に注意すべき事項
電動車椅子(道路交通法第2条第1項第11号の3に規定する身体障害者用の車であって原動機を用いるものをいう。以下同じ。)を通行させている者は、道路交通法上歩行者とされていることから、電動車椅子等を通行させている場合は、歩行者として交通ルールを遵守し、交通マナーを実践しなければならないことを理解させる。また、電動車椅子等は、機種ごとに、操作方法、走行性能等の特性が異なることから、それらを十分に把握し、道路外の安全な場所での操作方法を習得した上で道路を通行するように指導する。

(ウ) [同左]

(3) [同左]

<p>(4) 自転車の利用者の心得</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 内容</p> <p>[ア]・(イ) 略</p> <p>(ウ) 安全に自転車に乗るために習得する必要がある事項</p> <p>免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に關する理解が十分でない者は、安全に自転車に乗るために習得する必要がある事項を、教則第3章の内容に沿って指導する。特に、70歳以上の者が普通自転車を利用する場合は歩道を通行することができ、歩道では原則として直ちに停止できるような速度で徐行し、警察官又は交通巡視員が歩道を通行してはならない旨を指示した場合はその指示に従わなければならないことを理解させる。また、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させ、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならないことを理解させ、乗車用ヘルメットを着用するように指導する。</p> <p>[5]~(7) 略</p> <p>3 [略]</p> <p>4 家族等に対する交通安全教育の実施</p> <p>高齢者が加齢に伴う身体機能の変化を自覚し、安全に道路を通行するためには、家族等の理解と協力が必要である。</p> <p>そこで、高齢者に対する交通安全教育を実施する場合は、指導者は、可能であれば家族等の同伴を求め、家族等が参加できない場合は、高齢者に対する交通安全教育において家族等が果たすべき役割、高齢者に指導すべき事項等について記載した資料を高齢者に持ち帰らせるなどにより、家族等に対する交通安全教育を行う。</p> <p>なお、具体的には以下の内容について指導する。</p> <p>[1]・(2) 略</p> <p>(3) 高齢者が安全に自転車を利用するために必要な事項</p> <p>自転車乗用中の高齢者が当事者である交通事故の主な原因が、無理な道路の横断、交差点での一時不停止等であることを理解させ、これらの行動をとらないように指導する。また、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させるとともに、自転車に乗車する場合は乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならないことを理解させ、乗車用ヘルメットを着用するように指導する。</p> <p>[4]~(6) 略</p>	<p>(4) [同左]</p> <p>ア [同左]</p> <p>イ [同左]</p> <p>[ア]・(イ) 同左</p> <p>(ウ) 安全に自転車に乗るために習得する必要がある事項</p> <p>免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に關する理解が十分でない者は、安全に自転車に乗るために習得する必要がある事項を、教則第3章の内容に沿って指導する。特に、70歳以上の者が普通自転車を利用する場合は歩道を通行することができ、歩道では原則として直ちに停止できるような速度で徐行し、警察官又は交通巡視員が歩道を通行してはならない旨を指示した場合はその指示に従わなければならないことを理解させる。また、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させ、乗車用ヘルメットを着用を促す。</p> <p>[5]~(7) 同左]</p> <p>3 [同左]</p> <p>4 [同左]</p> <p>[同左]</p>	<p>[1]・(2) 略</p> <p>(3) 高齢者が安全に自転車を利用するために必要な事項</p> <p>自転車乗用中の高齢者が当事者である交通事故の主な原因が、無理な道路の横断、交差点での一時不停止等であることを理解させ、これらの行動をとらないように指導する。また、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させ、乗車用ヘルメットを着用を促すよう指導する。</p> <p>[4]~(6) 同左]</p>	<p>[1]・(2) 略</p> <p>(3) 高齢者が安全に自転車を利用するために必要な事項</p> <p>自転車乗用中の高齢者が当事者である交通事故の主な原因が、無理な道路の横断、交差点での一時不停止等であることを理解させ、これらの行動をとらないように指導する。また、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させ、乗車用ヘルメットを着用を促すよう指導する。</p> <p>[4]~(6) 同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>		<p>表 画</p> <p>1130 1131 1132 1133 1134 1135 1136 1137 1138 1139 1140 1141 1142 1143 1144 1145 1146 1147 1148 1149 1150 1151 1152 1153 1154 1155 1156 1157 1158 1159 1160 1161 1162 1163 1164 1165 1166 1167 1168 1169 1170 1171 1172 1173 1174 1175 1176 1177 1178 1179 1180 1181 1182 1183 1184 1185 1186 1187 1188 1189 1190 1191 1192 1193 1194 1195 1196 1197 1198 1199 1200 1201 1202 1203 1204 1205 1206 1207 1208 1209 1210 1211 1212 1213 1214 1215 1216 1217 1218 1219 1220 1221 1222 1223 1224 1225 1226 1227 1228 1229 1230 1231 1232 1233 1234 1235 1236 1237 1238 1239 1240 1241 1242 1243 1244 1245 1246 1247 1248 1249 1250 1251 1252 1253 1254 1255 1256 1257 1258 1259 1260 1261 1262 1263 1264 1265 1266 1267 1268 1269 1270 1271 1272 1273 1274 1275 1276 1277 1278 1279 1280 1281 1282 1283 1284 1285 1286 1287 1288 1289 1290 1291 1292 1293 1294 1295 1296 1297 1298 1299 1300 1301 1302 1303 1304 1305 1306 1307 1308 1309 1310 1311 1312 1313 1314 1315 1316 1317 1318 1319 1320 1321 1322 1323 1324 1325 1326 1327 1328 1329 1330 1331 1332 1333 1334 1335 1336 1337 1338 1339 1340 1341 1342 1343 1344 1345 1346 1347 1348 1349 1350 1351 1352 1353 1354 1355 1356 1357 1358 1359 1360 1361 1362 1363 1364 1365 1366 1367 1368 1369 1370 1371 1372 1373 1374 1375 1376 1377 1378 1379 1380 1381 1382 1383 1384 1385 1386 1387 1388 1389 1390 1391 1392 1393 1394 1395 1396 1397 1398 1399 1400 1401 1402 1403 1404 1405 1406 1407 1408 1409 1410 1411 1412 1413 1414 1415 1416 1417 1418 1419 1420 1421 1422 1423 1424 1425 1426 1427 1428 1429 1430 1431 1432 1433 1434 1435 1436 1437 1438 1439 1440 1441 1442 1443 1444 1445 1446 1447 1448 1449 1450 1451 1452 1453 1454 1455 1456 1457 1458 1459 1460 1461 1462 1463 1464 1465 1466 1467 1468 1469 1470 1471 1472 1473 1474 1475 1476 1477 1478 1479 1480 1481 1482 1483 1484 1485 1486 1487 1488 1489 1490 1491 1492 1493 1494 1495 1496 1497 1498 1499 1500 1501 1502 1503 1504 1505 1506 1507 1508 1509 1510 1511 1512 1513 1514 1515 1516 1517 1518 1519 1520 1521 1522 1523 1524 1525 1526 1527 1528 1529 1530 1531 1532 1533 1534 1535 1536 1537 1538 1539 1540 1541 1542 1543 1544 1545 1546 1547 1548 1549 1550 1551 1552 1553 1554 1555 1556 1557 1558 1559 1560 1561 1562 1563 1564 1565 1566 1567 1568 1569 1570 1571 1572 1573 1574 1575 1576 1577 1578 1579 1580 1581 1582 1583 1584 1585 1586 1587 1588 1589 1590 1591 1592 1593 1594 1595 1596 1597 1598 1599 1600 1601 1602 1603 1604 1605 1606 1607 1608 1609 1610 1611 1612 1613 1614 1615 1616 1617 1618 1619 1620 1621 1622 1623 1624 1625 1626 1627 1628 1629 1630 1631 1632 1633 1634 1635 1636 1637 1638 1639 1640 1641 1642 1643 1644 1645 1646 1647 1648 1649 1650 1651 1652 1653 1654 1655 1656 1657 1658 1659 1660 1661 1662 1663 1664 1665 1666 1667 1668 1669 1670 1671 1672 1673 1674 1675 1676 1677 1678 1679 1680 1681 1682 1683 1684 1685 1686 1687 1688 1689 1690 1691 1692 1693 1694 1695 1696 1697 1698 1699 1700 1701 1702 1703 1704 1705 1706 1707 1708 1709 1710 1711 1712 1713 1714 1715 1716 1717 1718 1719 1720 1721 1722 1723 1724 1725 1726 1727 1728 1729 1730 1731 1732 1733 1734 1735 1736 1737 1738 1739 1740 1741 1742 1743 1744 1745 1746 1747 1748 1749 1750 1751 1752 1753 1754 1755 1756 1757 1758 1759 1760 1761 1762 1763 1764 1765 1766 1767 1768 1769 1770 1771 1772 1773 1774 1775 1776 1777 1778 1779 1780 1781 1782 1783 1784 1785 1786 1787 1788 1789 1790 1791 1792 1793 1794 1795 1796 1797 1798 1799 1800 1801 1802 1803 1804 1805 1806 1807 1808 1809 1810 1811 1812 1813 1814 1815 1816 1817 1818 1819 1820 1821 1822 1823 1824 1825 1826 1827 1828 1829 1830 1831 1832 1833 1834 1835 1836 1837 1838 1839 1840 1841 1842 1843 1844 1845 1846 1847 1848 1849 1850 1851 1852 1853 1854 1855 1856 1857 1858 1859 1860 1861 1862 1863 1864 1865 1866 1867 1868 1869 1870 1871 1872 1873 1874 1875 1876 1877 1878 1879 1880 1881 1882 1883 1884 1885 1886 1887 1888 1889 1890 1891 1892 1893 1894 1895 1896 1897 1898 1899 1900 1901 1902 1903 1904 1905 1906 1907 1908 1909 1910 1911 1912 1913 1914 1915 1916 1917 1918 1919 1920 1921 1922 1923 1924 1925 1926 1927 1928 1929 1930 1931 1932 1933 1934 1935 1936 1937 1938 1939 1940 1941 1942 1943 1944 1945 1946 1947 1948 1949 1950 1951 1952 1953 1954 1955 1956 1957 1958 1959 1960 1961 1962 1963 1964 1965 1966 1967 1968 1969 1970 1971 1972 1973 1974 1975 1976 1977 1978 1979 1980 1981 1982 1983 1984 1985 1986 1987 1988 1989 1990 1991 1992 1993 1994 1995 1996 1997 1998 1999 2000 2001 2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025 2026 2027 2028 2029 2030 2031 2032 2033 2034 2035 2036 2037 2038 2039 2040 2041 2042 2043 2044 2045 2046 2047 2048 2049 2050 2051 2052 2053 2054 2055 2056 2057 2058 2059 2060 2061 2062 2063 2064 2065 2066 2067 2068 2069 2070 2071 2072 2073 2074 2075 2076 2077 2078 2079 2080 2081 2082 2083 2084 2085 2086 2087 2088 2089 2090 2091 2092 2093 2094 2095 2096 2097 2098 2099 2100 2101 2102 2103 2104 2105 2106 2107 2108 2109 2110 2111 2112 2113 2114 2115 2116 2117 2118 2119 2120 2121 2122 2123 2124 2125 2126 2127 2128 2129 2130 2131 2132 2133 2134 2135 2136 2137 2138 2139 2140 2141 2142 2143 2144 2145 2146 2147 2148 2149 2150 2151 2152 2153 2154 2155 2156 2157 2158 2159 2160 2161 2162 2163 2164 2165 2166 2167 2168 2169 2170 2171 2172 2173 2174 2175 2176 2177 2178 2179 2180 2181 2182 2183 2184 2185 2186 2187 2188 2189 2190 2191 2192 2193 2194 2195 2196 2197 2198 2199 2200 2201 2202 2203 2204 2205 2206 2207 2208 2209 2210 2211 2212 2213 2214 2215 2216 2217 2218 2219 2220 2221 2222 2223 2224 2225 2226 2227 2228 2229 2230 2231 2232 2233 2234 2235 2236 2237 2238 2239 2240 2241 2242 2243 2244 2245 2246 2247 2248 2249 2250 2251 2252 2253 2254 2255 2256 2257 2258 2259 2260 2261 2262 2263 2264 2265 2266 2267 2268 2269 2270 2271 2272 2273 2274 2275 2276 2277 2278 2279 2280 2281 2282 2283 2284 2285 2286 2287 2288 2289 2290 2291 2292 2293 2294 2295 2296 2297 2298 2299 2300 2301 2302 2303 2304 2305 2306 2307 2308 2309 2310 2311 2312 2313 2314 2315 2316 2317 2318 2319 2320 2321 2322 2323 2324 2325 2326 2327 2328 2329 2330 2331 2332 2333 2334 2335 2336 2337 2338 2339 2340 2341 2342 2343 2344 2345 2346 2347 2348 2349 2350 2351 2352 2353 2354 2355 2356 2357 2358 2359 2360 2361 2362 2363 2364 2365 2366 2367 2368 2369 2370 2371 2372 2373 2374 2375 2376 2377 2378 2379 2380 2381 2382 2383 2384 2385 2386 2387 2388 2389 2390 2391 2392 2393 2394 2395 2396 2397 2398 2399 2400 2401 2402 2403 2404 2405 2406 2407 2408 2409 2410 2411 2412 2413 2414 2415 2416 2417 2418 2419 2420 2421 2422 2423 2424 2425 2426 2427 2428 2429 2430 2431 2432 2433 2434 2435 2436 2437 2438 2439 2440 2441 2442 2443 2444 2445 2446 2447 2448 2449 2450 2451 2452 2453 2454 2455 2456 2457 2458 2459 2460 2461 2462 2463 2464 2465 2466 2467 2468 2469 2470 2471 2472 2473 2474 2475 2476 2477 2478 2479 2480 2481 2482 2483 2484 2485 2486 2487 2488 2489 2490 2491 2492 2493 2494 2495 2496 2497 2498 2499 2500 2501 2502 2503 2504 2505 2506 2507 2508 2509 2510 2511 2512 2513 2514 2515 2516 2517 2518 2519 2520 2521 2522 2523 2524 2525 2526 2527 2528 2529 2530 2531 2532 2533 2534 2535 2536 2537 2538 2539 2540 2541 2542 2543 2544 2545 2546 2547 2548 2549 2550 2551 2552 2553 2554 2555 2556 2557 2558 2559 2560 2561 2562 2563 2564 2565 2566 2567 2568 2569 2570 2571 2572 2573 2574 2575 2576 2577 2578 2579 2580 2581 2582 2583 2584 2585 2586 2587 2588 2589 2590 2591 2592 2593 2594 2595 2596 2597 2598 2599 2600 2601 2602 2603 2604 2605 2606 2607 2608 2609 2610 2611 2612 2613 2614 2615 2616 2617 2618 2619 2620 2621 2622 2623 2624 2625 2626 2627 2628 2629 2630 2631 2632 2633 2634 2635 2636 2637 2638 2639 2640 2641 2642 2643 2644 2645 2646 2647 2648 2649 2650 2651 2652 2653 2654 2655 2656 2657 2658 2659 2660 2661 2662 2663 2664 2665 2666 2667 2668 2669 2670 2671 2672 2673 2674 2675 2676 2677 2678 2679 2680 2681 2682 2683 2684 2685 2686 2687 2688 2689 2690 2691 2692 2693 2694 2695 2696 2697 2698 2699 2700 2701 2702 2703 2704 2705 2706 2707 2708 2709 2710 2711 2712 2713 2714 2715 2716 2717 2718 2719 2720 2721 2722 2723 2724 2725 2726 2727 2728 2729 2730 2731 2732 2733 2734 2735 2736 2737 2738 2739 2740 2741 2742 2743 2744 2745 2746 2747 2748 2749 2750 2751 2752 2753 2754 2755 2756 2757 2758 2759 2760 2761 2762 2763 2764 2765 2766 2767 2768 2769 2770 2771 2772 2773 2774 2775 2776 2777 2778 2779 2780 2781 2782 2783 2784 2785 2786 2787 2788 2789 2790 2791 2792 2793 2794 2795 2796 2797 2798 2799 2800 2801 2802 2803 2804 2805 2806 2807 2808 2809 2810 2811 2812 2813 2814 2815 2816 2817 2818 2819 2820 2821 2822 2823 2824 2825 2826 2827 2828 2829 2830 2831 2832 2833 2834 2835 2836 2837 2838 2839 2840 2841 2842 2843 2844 2845 2846 2847 2848 2849 2850 2851 2852 2853 2854 2855 2856 2857 2858 2859 2860 2861 2862 2863 2864 2865 2866 2867 2868 2869 2870 2871 2872 2873 2874 2875 2876 2877 2878 2879 2880 2881 2882 2883 2884 2885 2886 2887 2888 2889 2890 2891 2892 2893 2894 2895 2896 2897 2898 2899 2900 2901 2902 2903 2904 2905 2906 2907 2908 2909 2910 2911 2912 2913 2914 2915 2916 2917 2918 2919 2920 2921 2922 2923 2924 2925 2926 2927 2928 2929 2930 2931 2932 2933 2934 2935 2936 2937 2938 2939 2940 2941 2942 2943 2944 2945 2946 2947 2948 2949 2950 2951 2952 2953 2954 2955 2956 2957 2958 2959 2960 2961 2962 2963 2964 2965 2966 2967 2968 2969 2970 2971 2972 2973 2974 2975 2976 2977 2978 2979 2980 2981 2982 2983 2984 2985 2986 2987 2988 2989 2990 2991 2992 2993 2994 2995 2996 2997 2998 2999 3000 3001 3002 3003 3004 3005 3006 3007 3008 3009 3010 3011 3012 3013 3014 3015 3016 3017 3018 3019 3020 3021 3022 3023 3024 3025 3026 3027 3028 3029 3030 3031 3032 3033 3034 3035 3036 3037 3038 3039 3040 3041 3042 3043 3044 3045 3046 3047 3048 3049 3050 3051 3052 3053 3054 3055 3056 3057 3058 3059 3060 3061 3062 3063 3064 3065 3066 3067 3068 3069 3070 3071 3072 3073 3074 3075 3076 3077 3078 3079 3080 3081 3082 3083 3084 3085 3086 3087 3088 3089 3090 3091 3092 3093 3094 3095 3096 3097 3098 3099 3100 3101 3102 3103 3104 3105 3106 3107 3108 3109 3110 3111 3112 3113 3114 3115 3116 3117 3118 3119 3120 3121 3122 3123 3124 3125 3126 3127 3128 3129 3130 3131 3132 3133 3134 3135 3136 3137 3138 3139 3140 3141 3142 3143 3144 3145 3146 3147 3148 3149 3150 3151 3152 3153 3154 3155 3156 3157 3158 3159 3160 3161 3162 3163 3164 3165 3166 3167 3168 3169 3170 3171 3172 3173 3174 3175 3176 3177 3178 3179 3180 3181 3182 3183 3184 3185 3186 3187 3188 3189 3190 3191 3192 3193 3194 3195 3196 3197 3198 3199 3200 3201 3202 3203 3204 3205 3206 3207 3208 3209 3210 3211 3212 3213 3214 3215 3216 3217 3218 3219 3220 3221 3222 3223 3224 3225 3226 3227 3228 3229 3230 3231 3232 3233 3234 3235 3236 3237 3238 3239 3240 3241 3242 3243 3244 3245 3246 3247 3248 3249 3250 3251 3252 3253 3254 3255 3256 3257 3258 3259 3260 3261 3262 3263 3264 3265 3266 3267 3268 3269 3270 3271 3272 3273 3274 3275 3276 3277 3278 3279 3280 3281 3282 3283 3284 3285 3286 3287 3288 3289 3290 3291 3292 3293 3294 3295 3296 3297 3298 3299 3300 3301 3302 3303 3304 3305 3306 3307 3308 3309 </p>	